

中等教育学校（中高一貫校）の取り扱いについて

平成14年3月24日制定

平成15年3月21日改正

平成15年11月28日改正

1. 原則として中等部と高等部の登録する指導者は別に定めること。ただし、副部長など、いわゆるサブ登録者として双方に登録してもよい。
2. 高等部の指導者が中等部の練習を指導しても差し支えない。
3. 原則として中等部と高等部の練習は区分すること。ただし、やむを得ず双方が合同で練習をするときは、中等部の生徒を中心とした練習に限る。いわゆるバッティング練習など、ボールを使った練習で、高等部に中等部の生徒を参加させることはできない。
4. 中高一貫の中等教育学校（地域連携型の中高一貫校を含む）で、中学校大会終了後、いわゆる中学3年生を高校の部活動に参加させることは、当該学校長の承認があれば差し支えない。また、私学の中高一貫校は同一の校長管理下によるものとする。なお、地域連携型の中高一貫校は当該都道府県教育委員会などが決めた枠組を指すものとする。